



日本で製造される紙について、その原料の6割以上は古紙を利用しています。しかし、せっかくリサイクルできる資源なのに、燃やせるごみに入っていることが多く見られます。

そこで、今月号では、市で収集している紙類のうち「雑がみ」の出し方を再確認しましょう。

雑がみって何？



雑がみとは、新聞、雑誌、ダンボール、紙パックのいずれにも当てはまらず、**リサイクルできる紙類**です。そのため、リサイクルできないものは対象外です。

重要!



雑がみの例

加工されていたり、不要物が付いている紙は、リサイクルできません。

紙の原料とならない物が少量でも混入することで、リサイクルの過程で重大な障害が生じるからです。



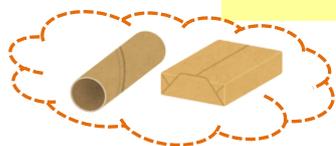
【チラシ】 【包装紙】



【空き箱】 【コピー紙】

注意

茶色の紙は処理工程で色を取り除くことが難しく、リサイクル後の製品に色が残ってしまいます。
ダンボールとして排出してください。



古紙のリサイクルは、原料となる森林資源の維持にもつながるよ！

出し方

- 透明または半透明の袋
- 紙袋



ダンボールは、容器として使えません！

市の収集では、ダンボールの中に廃棄物を入れて出すことはできません。

また、**ダンボールと雑がみは違う品目**なので、収集日は同じ日ですが**分けて**出してください。

ダンボールを出すときは、折りたたみひもで束ねて出してください。



こんなものはダメ!

下記のもの全て 燃やせるごみ



【汚れた紙】

- ・紙おむつ
- ・ペーパータオル など

一見汚れや残渣が少ないものでも、雑菌や臭気が染み付いている場合があります。



【においのついた紙】

- ・芳香紙
- ・線香箱 など

においを取り除くことが難しく、リサイクル後の製品ににおいが残ります。

【防水加工紙】

- ・紙皿
- ・カップ麺の容器 など



一般的な古紙処理工程にてリサイクルできず、製品の原料となりません。

【圧着紙、シール・粘着分テープ】

- ・封筒の粘着物
- ・ダイレクトメール など



粘着成分を完全に取り除くことができず、リサイクルするための機械設備や製品に付着します。



【感熱紙、カーボン紙】

- ・電気やガスの検針票
- ・複写式領収書 など

使用している特殊なインクを取り除くことができず、リサイクル後の製品に斑点が現れます。



【アルミコーティング紙】

- ・折り紙
- ・化粧品の外箱 など

細かな金属片となり、リサイクル後の製品に付着します。

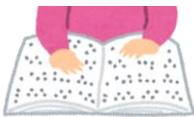
【硫酸紙、パラフィン紙、グラシン紙】 (半透明の紙)

- ・クッキングシート
- ・薬包紙 など



処理工程で細かな樹脂片となり、印刷不良を引き起こします。

【感熱性発泡紙(立体コピー紙)】

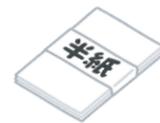


- ・点字印刷物
- ・触地図 など

使用しているマイクロカプセルを取り除くことが出来ず、リサイクル後の製品表面が膨れ上がります。

【和紙】

- ・書道半紙
- ・障子 など



紙の繊維が長く、リサイクルするための機械設備の詰まりを引き起こします。

上記はすべて、**リサイクル**
できません。

混入しないように注意して
適切に排出しましょう。

チェック

Think ECO の
バックナンバーを見ることができます!



【家庭ごみに関するお問い合わせ先】

市役所 市民環境部 廃棄物対策課 ☎：(代表) 0126-23-4111 (内線2141、2142、2143)
(直通) 0126-35-4395